



情報監視審査会

平成 25 年 12 月、特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）が成立しました。「特定秘密」とは、①防衛、外交、特定有害活動の防止、テロリズムの防止の 4 分野に関する情報で、②公になっていないもののうち、③その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるために特に秘匿することが必要であるものという 3 要件を満たすもので、行政機関の長によって指定されたものをいいます。同法に基づく特定秘密の指定、取扱者の制限等により、当該情報の漏えいの防止が図られています。

同法の成立に至る審議過程において、政党間合意により、特定秘密を取り扱う関係行政機関の在り方や特定秘密の運用状況等について審議し、監視する組織を国会に置くこと、国会が特定秘密の提供を受ける際の手続や国会における保護措置全般について検討を加えることとされました。その検討の結果、国会法の改正等により各議院に設けられたのが情報監視審査会です。

情報監視審査会は、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用を常時監視するため、特定秘密の指定・解除、適性評価の実施の状況について調査するとともに、議院又は委員会若しくは調査会からの特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長の判断の適否等を審査する常設の機関です。なお、ここでいう適性評価とは、特定秘密の取扱いの業務を行う者等につき、それを漏らすおそれの有無に関して行政機関の長が実施する評価のことであり、そのおそれがないと認められた者でなければその業務を行うことはできません。

情報監視審査会は委員 8 人で構成され、国会の会期中・閉会中を問わず、いつでも開会することができるほか、国会に提出された特定秘密の漏えい防止のため、国会法、参議院情報監視審査会規程等により、以下のとおり様々な保護措置が講じられています。

- 委員の宣誓（他に漏らさないことを誓う旨の宣誓）
- 会議の非公開、会議録の非公表（原則印刷・配付せず／閲覧制限）
- 情報監視審査室（特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じた施設）の設置
- 特定秘密の利用者・知得者の制限
- 情報監視審査会の事務を行う職員に対する適性評価の実施

このような保護措置が講じられた情報監視審査会から調査又は審査のため、議長を經由して行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出を求めたときは、その特定秘密の提出が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある場合を除き、行政機関の長はその求めに応じなければなりません。また、調査又は審査の結果、必要と認めるときは、議長を經由して行政機関の長に対し勧告することができます。

情報監視審査会の活動は、会議の非公開、会議録の非公表という原則の下で行われているため、その詳細をリアルタイムで明らかにすることはできませんが、毎年 1 回、調査・審査の経過及び結果を記載した報告書を作成し、議長に提出します。議長は提出された報告書を公表することとなっており、参議院ホームページなどを通じてその内容を確認することができます。

（情報監視審査会事務局）